

おくやみ ハンドブック

大切な方のご逝去、心からお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後、市役所やその他関係機関での
様々なお手続きが必要となる場合がございます。

このハンドブックが、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。

尼崎市

令和8年(2026年)度版

おくやみコーナーのご案内(完全予約制)

ご遺族の市役所での手続きをお手伝いいたします。

予約方法▶来庁希望日の**3開庁日前**までにお申し込みください。

オンライン予約

下記URLへアクセス、あるいはスマホ等で二次元コードを読み込んでご利用ください。
<https://lgpos.task-asp.net/cu/282022/ea/residents/portal/home>



場所

本庁舎中館1階 ※詳しくは、1ページ目をご覧ください。

※記載内容は、令和8年1月14日現在のものです。

組織改編により、発行日に窓口の名称等が変更となっている場合がございます。

※このハンドブックは、死亡に伴う手続きの全てを網羅しているわけではありません。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年3月発行 発行:尼崎市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

ご遺族の手続でよくあるご質問

Q: 死亡届の手続はどのようにしたらよいですか？

- 多くの場合、葬儀社が提出されます。火葬がお済みでしたら死亡届は受理されています。
- 住民票(世帯主変更等)と印鑑登録(廃止)の手続は必要ありません。
- 戸籍への死亡の記載には1～2週間程度必要です。(本籍地により前後します。)

Q: 急ぐ手続はありますか？

- 多くの手続は速やかに手続して頂くことになっています。
ただし、児童手当につきましては、15日以内に手続が必要です。(3ページ目以降をご参照ください。)

Q: 市役所本庁舎以外で手続できますか？

- 被保険者証等の返却手続や葬祭費の請求手続は、各サービスセンターや保健・福祉申請受付窓口でも手続可能なものがあります。(3ページ目以降をご参照ください。)

「おくやみコーナー」のご案内 (完全予約制)

できること

◆必要な手続(市役所での)をご案内します

複数の質問にお答えいただくことで、その方に必要な手続をお調べし、ご案内します。

◆書類の記入が省略できます

事前予約することで、住所、氏名などを届出書に印字しますので、書類の記入を省略できます。

◆ワンストップで受付できます (一部の手続は、所管課をご案内する場合がございます。)

手続ごとに窓口を移動することなく、当コーナー1か所で手続が完了します。

◆事前に持ち物のご案内をします

予約日前日までに手続に必要な持ち物をメール(電話予約の場合は電話)でご案内します。

予約方法 来庁希望日の30日前～3開庁日前までにお申し込みください。

オンライン予約

下記URLへアクセス、あるいはスマホ等で
二次元コードを読み込んでご利用ください(24時間受付可能)
<https://lgpos.task-asp.net/cu/282022/ea/residents/portal/home>



電話予約

TEL:06-6489-6229 FAX:06-6483-2282
午前9時～午前12時、午後1時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

場所

尼崎市役所(本庁舎)中館1階

注意事項

- ・死亡時に尼崎市に住民登録をされていた方のご遺族等を対象としています。
- ・死亡の事実を住民登録で確認できない場合はご利用いただけません。
- ・関係各課と個人情報を共有しますので、ご予約が完了した時点で同意いただいたものとして手続を進めさせていただきます。
- ・「おくやみコーナー」を利用せず、市役所の各担当課(または手続が可能な各サービスセンターなど)でも手続可能です。

手続窓口一覧

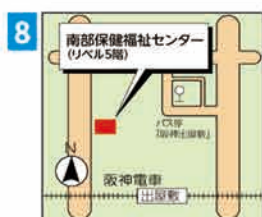
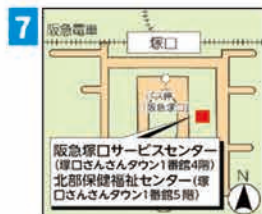
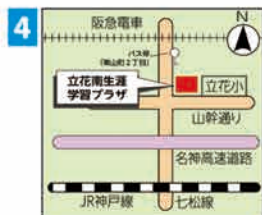
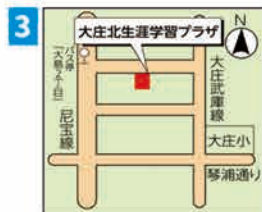
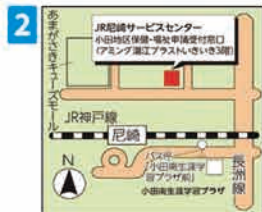
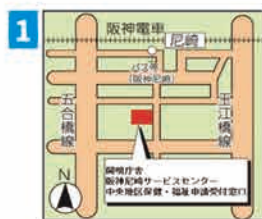


手続の内容によって施設ごとに取り扱い項目が異なりますので、ご注意ください。

なお下記の電話・ファクス番号は施設の代表電話ですので手続内容についてはお答えできません。

各手続についてお問い合わせされる場合は、3ページから5ページ掲載の各担当課にご確認ください。

位置	施設名	所在地	電話・ファクス
★	市役所(本庁舎)	東七松町1-23-1	3~5ページ参照
▲	疾病対策課	保健所 七松町1-3-1-502	TEL:06-4869-3053 FAX:06-4869-3049
	感染症対策担当	フェスタ立花南館5階 (JR立花駅南ペデストリアンデッキ接続)	TEL:06-4869-3062 FAX:06-4869-3049
	生活衛生課		TEL:06-4869-3017 FAX:06-4869-3049
1	阪神尼崎サービスセンター	開明庁舎 開明町2-1-1 (阪神尼崎駅南へ徒歩3分)	TEL:06-6413-5341 FAX:06-6413-5343
	中央地区保健・福祉申請受付窓口		TEL:06-6413-5381 FAX:06-6413-5393
2	JR尼崎サービスセンター	潮江1-4-5 アミング潮江プラスト いきいき3階 (JR尼崎駅北ペデストリアンデッキ接続)	TEL:06-6480-5961 FAX:06-6494-6500
	小田地区保健・福祉申請受付窓口		TEL:06-6480-5593 FAX:06-6493-5701
3	大庄地区保健・福祉申請受付窓口	大庄北生涯学習プラザ 大島3-9-25	TEL:06-6419-2941 FAX:06-6419-3656
4	立花地区保健・福祉申請受付窓口	立花南生涯学習プラザ 栗山町2-25-28	TEL:06-6427-7778 FAX:06-6429-7007
5	武庫地区保健・福祉申請受付窓口	武庫西生涯学習プラザ 武庫の里1-13-29	TEL:06-6432-5400 FAX:06-6433-6502
6	園田地区保健・福祉申請受付窓口	園田東生涯学習プラザ 食満5-8-46	TEL:06-6492-1182 FAX:06-6494-4463
7	阪急塚口サービスセンター	南塚口町2-1-1-401 塚口さんさんタウン1番館4階	TEL:06-6427-4261 FAX:06-6427-4267
	北部障害者支援課	北部保健福祉センター 南塚口町2-1-1	TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118
	北部福祉相談支援課	塚口さんさんタウン1番館5階 (阪急塚口駅南ロータリー横)	TEL:06-4950-0562 FAX:06-6428-5109
	北部地域保健課		TEL:06-4950-0637 FAX:06-6428-5110
8	南部障害者支援課	南部保健福祉センター 竹谷町2-183	TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803
	南部福祉相談支援課	出屋敷リベル5階 (阪神出屋敷駅北ロータリー横)	TEL:06-6415-6279 FAX:06-6430-6807
	南部地域保健課		TEL:06-6415-6342 FAX:06-6430-6850
9	動物愛護センター	西昆陽4丁目1-1	TEL:06-6434-2233 FAX:06-6434-2293
10	中央図書館	北城内27	TEL:06-6481-5244 FAX:06-6481-2142



開庁時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※各サービスセンターの取扱い

各サービスセンターは土曜日にも業務を行っていますが、一部の手続のみとなります。

(各ページにおいて「土曜日を除く」と記載がある手続は、平日のみとなります。)

※図書館は毎週月曜日と不定期な休館日があります。日・祝は開館時間が短くなります。

市役所での手続チェックリスト

故人について当てはまる項目に☑️チェックしましょう。手続内容の詳細や担当課以外の受付窓口は参照ページに記載しています。

区分	要件・対象者	主な手続	該当	期限	担当課	参照ページ
住民登録	印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ●自動的に廃印となります ●印鑑登録証(カード)を返還いただくか、裁断・廃棄するなど適切に処分していただいても構いません。 	<input type="checkbox"/>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課(北館1階) TEL:06-6489-6408 FAX:06-6483-2282 ・各サービスセンター 	—
	マイナンバーカードまたは通知カードを所持	<ul style="list-style-type: none"> ●相続等の手続が必要な場合があるため、一定期間保管してください。 ●保管後、返還される場合はマイナンバーカード普及担当または各サービスセンターへお届けください。 	<input type="checkbox"/>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード普及担当(南館1階) TEL:06-4400-5256 FAX:06-7708-8840 	—
税金	固定資産(土地・家屋)を所有	●相続人代表者指定(変更)届	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・資産税課(南館2階) TEL:06-6489-6262 FAX:06-6489-6875 	8
	未登記家屋を所有	●未登記家屋所有者変更届	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税課(南館2階) TEL:06-6489-6246~8 FAX:06-6489-6875 	8
	市・県民税が課税されている方	●納税承継人申告書	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・納税課(南館2階) TEL:06-6489-6285 FAX:06-6489-6875 	9
	市税の納税義務者または口座名義人	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替の廃止 ●口座振替の変更 ●市税の納付 	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・税務管理課(南館2階) TEL:06-6489-6288 FAX:06-6489-6951 	9
自動車バイク	原動機付自転車(125cc以下または定格出力1.0kW以下)・小型特殊自動車・ミニカーの名義人	<ul style="list-style-type: none"> ●原付等の名義変更・廃車 ※3輪・4輪の軽自動車、125ccを超えるまたは定格出力1.0kWを超える2輪車を含む普通乗用車は7ページ参照 	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 年金担当(南館1階) 発券機「あ」 TEL:06-6489-6428 FAX:06-6489-6417 	10
年金	国民年金1号被保険者(自営業者等)でまだ年金を受給していない	<ul style="list-style-type: none"> ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求 	<input type="checkbox"/>	5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 資格賦課担当(南館1階) 発券機「う」 TEL:06-6489-6423 FAX:06-6489-4811 	11
	障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給している	●未支給年金の請求	<input type="checkbox"/>	2年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 収納管理担当・ 収納推進担当(南館1階) 発券機「え」 TEL:06-6489-6434 FAX:06-6489-4811 	11
	上記以外の方	★年金ダイヤル(0570-05-1165)にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	5年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度担当(南館1階⑥) TEL:06-6489-6836 FAX:06-6481-1371 	11・12
保険	国民健康保険に加入	●各種証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 資格賦課担当(南館1階) 発券機「う」 TEL:06-6489-6423 FAX:06-6489-4811 	11
		●葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/>	2年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・国保年金課 収納管理担当・ 収納推進担当(南館1階) 発券機「え」 TEL:06-6489-6434 FAX:06-6489-4811 	11
	後期高齢者医療保険に加入	<ul style="list-style-type: none"> ●各種証の返還 ●葬祭費の支給申請 ●後期高齢者医療関係書類送付先変更申請 ●滞納保険料の納付等 ●保険料の還付 	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度担当(南館1階⑥) TEL:06-6489-6836 FAX:06-6481-1371 	11・12
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている(認定申請中含む)	●介護保険被保険者証等の返還及び資格喪失の届出	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業担当(北館3階) TEL:06-6489-6375 FAX:06-6489-7505 	12
高齢者(要介護)	高齢者移送サービスチケットを所持	●チケットの返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業担当(北館3階) TEL:06-6489-6343 FAX:06-6489-7505 	13
高齢者・障害	高齢者バス特別乗車証、障害者等バス特別乗車証を所持	●乗車証(カード)の返還等	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課(中館6階) TEL:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329 	13
障害	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳を所持 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、 自立支援医療(更生医療)を受給 	<ul style="list-style-type: none"> ●手帳・受給者証の返還 ●手当の資格喪失 ※その方によって手続が違いますので、必ずお問い合わせください。 	<input type="checkbox"/>	速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118 ・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803 ・障害福祉課(南館1階⑦) TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351 	13

市役所での手続チェックリスト

故人について当てはまる項目に☑チェックしましょう。手続内容の詳細や担当課以外の受付窓口は参照ページに記載しています。

区分	要件・対象者	主な手続	該当	期限	担当課	参照ページ
障害	福祉タクシーチケット、 リフト付自動車派遣登録者証を所持	●チケット、登録者証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	・障害福祉課（南館1階⑦） TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351	14
	障害福祉サービス受給者証を所持	●受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118 ・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803	14
	・特別児童扶養手当、 重度心身障害者（児）介護手当を受給 ・兵庫県心身障害者扶養共済制度に本人 または保護者が加入または受給 ・補助犬を使用	●手当の資格喪失 ●弔慰金支給申請・資格喪失 ●補助犬の返還 ※その方によって手続が違いますので、 必ずお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	速やかに	・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118 ・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803 ・障害福祉課（南館1階⑦） TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351	14
	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療 （精神通院医療）受給者証を所持	●手帳の返還 ●受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	・疾病対策課（保健所内） TEL:06-4869-3053 FAX:06-4869-3049	15
	特定医療費（指定難病）受給者証、 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持	●受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに		15
	自立支援医療（育成医療）受給者証を所持	●受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	・南部地域保健課 TEL:06-6415-6342 FAX:06-6430-6850	15
	公害医療手帳を所持	●手帳の返還等	<input type="checkbox"/>	速やかに	・疾病対策課 公害健康補償担当 （保健所内） TEL:06-4869-3019 FAX:06-4869-3068	15
	「声の広報」「点字あまがさき」が届いている	●利用停止するため広報課にご連絡ください。 （電話・FAX可）	<input type="checkbox"/>	速やかに	・広報課（中館2階） TEL:06-6489-6021 FAX:06-6489-1827	—
	医療費	医療費助成を受けている	●次の証の返還 ・高齢期移行受給者証 ・乳幼児等医療費受給者証 ・子ども医療費受給者証 ・母子家庭等医療費受給者証 ・高齢障害者医療費受給者証 ・障害者医療費受給者証 ●償還払いの申請 （受給者証を提示しなかった方のみ）	<input type="checkbox"/>	速やかに	・福祉医療課 （南館1階④） TEL:06-6489-6359 FAX:06-6489-6398
福祉	肝炎治療受給者証、 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 参加者証を所持	●証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	・感染症対策担当 （保健所内） TEL:06-4869-3062 FAX:06-4869-3049	16
子ども	児童手当を受給	●対象児童をこれから監護する人の手続	<input type="checkbox"/>	15日以内	・子ども福祉課（北館2階） TEL:06-6489-6349 FAX:06-6482-3781	17
	児童扶養手当の対象となる児童がいる	●資格喪失等 ●新規認定請求等	<input type="checkbox"/>	速やかに		17
	幼稚園や保育所等に入所している子ども がいる	●支給認定の変更（1号・2号・3号） ●施設等利用給付認定の変更 （新1号・新2号・新3号）	<input type="checkbox"/>	速やかに	・子ども入所支援担当 （北館2階） TEL:06-6489-6369 FAX:06-6489-6467	17
	障害児の通所受給者証を所持	●受給者証の返還	<input type="checkbox"/>	速やかに	・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118 ・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803	18

区分	要件・対象者	主な手続	該当	期限	担当課	参照ページ
事業	生活衛生関係の事業主	●事業承継、廃業等の届出	<input type="checkbox"/>	速やかに	・生活衛生課 飲食店営業関係 TEL:06-4869-3018 その他 TEL:06-4869-3017 FAX:06-4869-3049	18
	環境法令等に係る施設を設置	●事業承継、廃業、氏名変更の届出	<input type="checkbox"/>	30日以内	・環境保全課 TEL:06-6489-6305 FAX:06-6489-6300	18
愛犬	飼い犬の登録者	●登録事項変更届出書の提出	<input type="checkbox"/>	30日以内	・生活衛生課 動物愛護センター TEL:06-6434-2233 FAX:06-6434-2293	19
道路	道路を占用	●道路占用者の名義変更・廃止届等	<input type="checkbox"/>	速やかに	・道路課(北館6階) TEL:06-6489-6480 FAX:06-6488-8883	19
水路	水路等を通路橋等で使用	●水路等使用許可の各種変更申請	<input type="checkbox"/>	速やかに	・河港課(北館6階) TEL:06-6489-6498 FAX:06-6489-6500	19
農地	農地を所有	●相続の届出	<input type="checkbox"/>	10か月以内	・農業委員会(中館5階) TEL:06-6489-6792 FAX:06-6489-6790	19
図書	図書貸出券を所持	●貸出券を返還いただくか、裁断・廃棄するなど適切に処分いただいても構いません。	<input type="checkbox"/>	速やかに	・中央図書館 TEL:06-6481-5244 FAX:06-6481-2142	—
選挙	郵便等投票証明書を所持	●郵便等投票証明書を返還いただくか、裁断・廃棄するなど適切に処分していただいても構いません。	<input type="checkbox"/>	速やかに	・選挙管理委員会事務局(中館5階) TEL:06-6489-6774 FAX:06-6489-6767	—

故人の扶養家族であった方の手続(主なもの)

区分	要件・対象者	主な手続	該当	期限	担当課	参照ページ
保険	故人の勤務先の健康保険等に扶養家族として加入していた場合	●国民健康保険の加入手続 何らかの健康保険に加入する必要があります。 国民健康保険に加入する場合、市役所での手続が必要です。	<input type="checkbox"/>	速やかに	・国保年金課 資格賦課担当(南館1階) 発券機「う」 TEL:06-6489-6423 FAX:06-6489-4811	—
年金	故人の勤務先の厚生年金等の扶養家族(第3号被保険者)として加入していた配偶者	●国民年金の加入手続 何らかの年金に加入する必要があります。 国民年金に加入する場合、市役所での手続が必要です。	<input type="checkbox"/>	速やかに	・国保年金課 年金担当(南館1階) 発券機「あ」 TEL:06-6489-6428 FAX:06-6489-6417	—
医療費	福祉医療(乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療、障害者医療等)受給者証をお持ちのご遺族の加入健康保険が変更になった場合	●加入保険変更の手続	<input type="checkbox"/>	速やかに	・福祉医療課(南館1階④) TEL:06-6489-6359 FAX:06-6489-6398	—

開庁時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※サービスセンターの取扱い

各サービスセンターは土曜日にも業務を行っていますが、一部の手続のみとなりますのでご注意ください。
(各ページにおいて「土曜日を除く」と記載がある手続は、平日のみとなります。)

市役所以外での主な手続一覧

故人について当てはまる項目にチェックしましょう。

区分	手続の種類	主な手続	該当	問い合わせ先など
市役所以外での手続	国民年金 (受給者) 厚生年金 (受給者・加入者)	未支給年金・遺族年金などの請求 (受給要件がありますので、 必ずお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	尼崎年金事務所(年金ダイヤル 0570-05-1165) TEL:06-6482-4591 FAX:06-6482-1438 東難波町2-17-55
	共済年金 (受給者・加入者)	未支給年金・遺族年金などの請求 (受給要件がありますので、 必ずお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	各共済組合
	国民年金基金 (加入者)	遺族一時金の請求 (受給要件がありますので、 必ずお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	全国国民年金基金 TEL:0570-008-002 または TEL:03-6804-2202 (お客様相談センターへ繋がります。)
	企業年金 (厚生年金基金加入者 など)	未支給年金・死亡一時金の請求 (受給要件がありますので、 必ずお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	・企業年金連合会 TEL:0570-02-2666 IP電話から連絡の場合は、TEL:03-5777-2666 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階 ・勤務先
	iDeCo	死亡一時金の請求 (受給要件がありますので、 必ずお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	iDeCo口座のある金融機関
	個人年金	死亡一時金などの請求 (受給要件がありますので、 必ずお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	契約している金融機関 (生命保険会社、協同組合、銀行など)
	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社 ※加入状況が分からない場合は、生命保険契約 照会の制度があります。詳細は、生命保険協会 ホームページでご確認ください。
	預貯金口座	相続等手続	<input type="checkbox"/>	各金融機関
	株式等	名義変更	<input type="checkbox"/>	各証券会社等
	遺言書検認	検認・開封	<input type="checkbox"/>	神戸家庭裁判所尼崎支部 TEL:06-7670-9544 ※法律相談はできませんので、ご注意ください。
	相続放棄	相続放棄・期間伸長	<input type="checkbox"/>	
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル TEL:0120-151515 有料ダイヤル TEL:050-3786-5003
	上下水道	閉栓・名義変更、支払方法の変更	<input type="checkbox"/>	尼崎市上下水道電話受付センター TEL:06-6375-0002 FAX:06-6375-0124 午前8時45分～午後5時30分 ※土日祝 可(12/29～1/3を除く)
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	管轄の警察	

区分	手続の種類	主な手続	該当	問い合わせ先など
市役所以外での手続	普通乗用車 (125ccを超えるまたは定格出力1.0kWを超える2輪車を含む)	名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	神戸運輸監理部兵庫陸運部 TEL:050-5540-2066 神戸市東灘区魚崎浜町34-2
	3輪・4輪の軽自動車	名義変更・廃車等	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会兵庫事務所 TEL:050-3816-1847 神戸市東灘区御影本町1-5-5
	パスポート	返納	<input type="checkbox"/>	兵庫県旅券事務所 尼崎出張所 TEL:06-6428-7600 南塚口町2-1-2-316 塚口さんさんタウン2番館3階
	クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
	被爆者手帳	返還等	<input type="checkbox"/>	兵庫県原子爆弾被爆者相談室 TEL:078-361-8604 月～金 午前10時～午後0時 午後1時～午後4時
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記	<input type="checkbox"/>	神戸地方法務局尼崎支局 TEL:06-6482-7401 東難波町4-18-36 ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。 3年以内に登記の申請をしないと過料(10万円以下)が科されることがあります。 ※相続登記は、不動産を管轄する法務局で手続してください。
	不動産の処分	媒介契約・売買契約	<input type="checkbox"/>	不動産業者、司法書士、解体業者等の専門家 なお、尼崎市では専門家による相談窓口を設置しています。 住まいと空き家の相談窓口(相談無料) TEL:06-6489-6511 FAX:06-6489-6544 月～金 午前9時～午後5時
	家財の整理	事業者任せの場合は申込・契約	<input type="checkbox"/>	事業者任せの場合は遺品整理士等の専門家 なお、尼崎市では専門家による相談窓口を設置しています。 住まいと空き家の相談窓口(相談無料) TEL:06-6489-6511 FAX:06-6489-6544 月～金 午前9時～午後5時
	ごみの処理	大型・臨時ごみの申込	<input type="checkbox"/>	家庭ごみ案内センター TEL:06-6374-9999 FAX:06-6409-1193 月～金 午前8時～午後4時45分 土/祝 午前9時～午後4時45分 ※インターネットは24時間受付 ※先に何を捨てるかリストを作ってから、申し込んでください。
	市営住宅に入居	各種変更手続	<input type="checkbox"/>	・南部管理センター TEL:06-6411-1151 七松町1-2-1-401D フェスタ立花北館4階 ・北部管理センター TEL:06-4961-6300 南塚口町2-12-18 塚口若松ビル2階
	県営住宅に入居	各種変更手続	<input type="checkbox"/>	(株)東急コミュニティー 阪神南管理センター TEL:0798-23-1090 西宮市六湛寺町14-5 ハイス西宮ビル4階
	国税関係(相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告	<input type="checkbox"/>	尼崎税務署 TEL:06-6416-1381 西難波町1-8-1
	県税関係(自動車税等)	自動車税課税・減免等	<input type="checkbox"/>	県税事務所 ※詳細は兵庫県ホームページでご確認ください。
	国債を所有していた	記名変更・償還金受領	<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
市営墓地の名義人	使用权承継	<input type="checkbox"/>	尼崎市弥生ケ丘墓園 管理事務所 TEL:06-6491-2500 尼崎市弥生ケ丘町1-1 ※祭祀に関する権利を承継する方(墓地や遺骨を管理する方)が申請してください。	

固定資産(土地・家屋)を所有している

固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなられたときは、相続登記が完了するまでの間、固定資産税納税通知書等の書類を受領する代表者を指定してください。

● 相続人代表者指定(変更)届

- 相続人代表者になる方の本人確認書類 納税通知書
※郵送での手続きが可能です。

資産税課 南館2階 TEL:06-6489-6262 FAX:06-6489-6875

速やかに

未登記家屋を所有している

未登記家屋の所有者が亡くなられたときは、当該物件の所有者を相続人に変更してください。登記に関しては法務局での手続きとなります。

● 未登記家屋所有者変更届

- (1) 遺産分割協議書(写)、または遺言証書(公正証書)(写)、
その他所有権の移転を証する公的書類(写)
 新所有者の本人確認書類
(2) (1)の書類が無い場合
 法定相続情報一覧図の写し、もしくは被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの戸除籍謄本と相続人全員の戸籍謄抄本
 相続人全員の同意書 相続人全員の本人確認書類
※郵送での手続きが可能です。

資産税課 南館2階 TEL:06-6489-6262 FAX:06-6489-6875

速やかに

市・県民税が課税されている方

市・県民税の納税義務者が亡くなられた場合、賦課期日である1月1日にご存命であれば、納税義務は消滅せず相続人に承継されます。相続人の内、お一人を代表者として納税承継人申告書をご提出ください。

● 納税承継人申告書

- 相続人の方の本人確認書類
 亡くなられた方の死亡届(写し)もしくは本人確認書類、納税通知書など
※亡くなられた時期により、相続人の方に納税通知書等を送付する場合があります。
年金や給与から差し引かれていた方も、亡くなられたのち差し引かれない残額は納付書払いに切り替わります。
※納税義務者が亡くなられたのち、納税承継人申告書が提出されていない場合、民法の法定相続の範囲や順序等に従い、相続人の内から書類の送付先を指定することがあります。
※納税承継人になれない親族が来庁される場合、納税承継人になる方からの委任状が必要です。
※郵送での手続きが可能です。

市民税課 南館2階 TEL:06-6489-6246~6248 FAX:06-6489-6875

速やかに

市税の納税義務者または口座名義人である

市税(市・県民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税(償却資産を含む))の口座振替の廃止または変更の手続をしてください。

手続・持ち物

●口座振替の廃止

納税通知書

●口座振替の変更

納税通知書

新口座の通帳とお届け印またはキャッシュカード(一部金融機関に限る。)

●市税の納付

亡くなられた方と相続人の関係が分かるもの(戸籍謄本・除籍謄本等)

故人に届いた市税の納付書、督促状などがある場合はその納付書など

※市税の納税義務者が亡くなられた場合、相続人に納税義務が引き継がれます。

亡くなられた方について納付していない税金があるとき、または納付状況等が不明である場合、下記の窓口までご相談ください。

受付窓口

・納税課 南館2階 口座振替について TEL:06-6489-6285

納付の相談について TEL:06-6489-6274

FAX(共通):06-6489-6875

(口座振替の廃止については電話やFAXでもお手続きできます。)

(口座振替の変更については一部金融機関に限りWebでもお手続きできます。

詳しくは尼崎市HPへ。)

・各サービスセンター(土曜日を除く)

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下または定格出力1.0kW以下)・ 小型特殊自動車・ミニカーの名義人である

名義人の方が亡くなられたときは、相続人の方が登録の変更・廃車手続をしてください。

手続・持ち物

●原付等の名義変更・廃車

相続人の方の本人確認書類

ナンバープレート 登録申告済証(登録票)

※廃車のみ、郵送での手続が可能です。

受付窓口

・税務管理課 窓口担当 南館2階 TEL:06-6489-6288 FAX:06-6489-6951

・各サービスセンター(土曜日を除く)

※特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーを名義変更される場合、または新基準原動機付自転車(50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)を廃車や名義変更される場合は、税務管理課窓口担当のみでの受付となります。

期限

速やかに

国民年金1号被保険者(自営業者等)で、まだ年金を受給していない

遺族基礎年金:国民年金の加入者等で一定の保険料納付済期間(免除・納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)がある人、または納付済期間と免除期間等を合計した期間が25年以上ある人(老齢基礎年金受給者を含む)が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻(夫)または子に支給されます。(子が18歳になった年度の3月31日までの間、または20歳未満で障害状態にあるとき)

寡婦年金:婚姻関係が10年以上続いており、第1号被保険者(国民年金)としての保険料納付済期間と免除期間を合計して10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまで支給されます。

死亡一時金:第1号被保険者(国民年金)として保険料を3年以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは、支給されません。

手続・持ち物

●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求

- 死亡診断書の写し 請求者の戸籍謄本または、法定相続情報一覧図の写し(※1)
- 請求者の世帯全員の住民票(※1) 請求者の所得証明書(※1)
- 請求者の預金通帳、キャッシュカードなど 手続をする方の本人確認書類

●死亡一時金の請求

- 故人の住民票(除票)(※1)
- 故人との続柄の確認できる戸籍謄本または、法定相続情報一覧図の写し(※1)
- 請求者の世帯全員の住民票(※1) 請求者の預金通帳、キャッシュカードなど
- 手続をする方の本人確認書類

(※1)請求者のマイナンバーの提示があれば、書類を一部省略できる場合があります。(※2)上記以外の書類が必要になる場合があります。(※3)受給要件がありますので、必要書類を取得される前に必ずお問い合わせください。

受付窓口

国保年金課 年金担当 南館1階 発券機「あ」
TEL:06-6489-6428 FAX:06-6489-6417(第1号被保険者のみ)

期限

- ・遺族基礎年金、寡婦年金の請求 : 亡くなった日から5年以内
- ・死亡一時金の請求 : 亡くなった日から2年以内

障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給している

未支給年金の請求:障害基礎年金、遺族基礎年金または寡婦年金を受給していた人が亡くなれば、その受給していた年金に未支給分があるときに請求ができます。(年金の受給状況によって、年金事務所で手続が必要な場合があります。)

※上記以外の年金受給者の手続は年金事務所もしくは共済組合となります。

手続・持ち物

●未支給年金の請求

受給要件がありますので、必要書類を取得される前に必ずお問い合わせください。

- 故人の年金証書 故人の住民票(除票)(※1)
- 故人との続柄の確認できる戸籍謄本または、法定相続情報一覧図の写し(※1)
- 請求者の世帯全員の住民票(※1) 請求者の預金通帳、キャッシュカードなど
- 手続をする方の本人確認書類

(※1)請求者のマイナンバーの提示があれば、書類を一部省略できる場合があります。(※2)上記以外の書類が必要になる場合があります。

受付窓口

国保年金課 年金担当 南館1階 発券機「あ」
TEL:06-6489-6428 FAX:06-6489-6417

期限

亡くなった日から5年以内

国民健康保険に加入している

葬祭費:国民健康保険加入者(74歳まで(後期高齢者医療制度の適用者を除く))が亡くなられたとき、葬祭を執行された方に支給されます。

滞納保険料の納付等:国民健康保険加入者が保険料を滞納したまま亡くなられた場合は、相続人の方に滞納保険料を納付していただく必要があります。

手続・持ち物

●各種証の返還

- 資格確認書、資格情報のお知らせなど、国民健康保険の資格が確認できるもの
- 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証(すでにお持ちの方のみ)

●国民健康保険加入者の葬祭費の支給申請

- 死亡を証明するもの(死亡診断書または死体火葬許可証の写し)
 - 喪主が確認できるもの
(会葬御礼のハガキまたは葬儀費用の領収書等
(喪主及び故人のフルネーム、葬儀の日付の記載があり、葬儀日以降に発行されたもの))
 - 喪主が指定する口座の預金通帳・キャッシュカードなど 手続をする方の本人確認書類
- ※喪主以外の方が手続をされる場合は委任状及び喪主の認印が必要となります。
※お勤め先の健康保険等に加入していた方が亡くなられた場合は、加入していた健康保険の保険者へ申請してください。

●国民健康保険料納付書等の送付先変更申請※

- 故人との関係が分かる書類(戸籍謄本や死亡診断書の写し、故人の資格確認書など)
- 手続をする方の本人確認書類

●滞納保険料の納付等※ 手続をする方の本人確認書類

- 故人に届いた保険料の納付書、督促状などがある場合はその納付書など
- 故人との相続関係が分かる書類(戸籍謄本など(同一世帯の場合は不要))

※相続放棄をされる場合は、滞納保険料を納付していただく必要はありませんが、相続放棄受理証明書を提示していただく必要があります。

※各種証の返還、葬祭費申請については、郵送での手続が可能です。

受付窓口

・国保年金課 資格賦課担当 南館1階 発券機「う」

TEL:06-6489-6423 FAX:06-6489-4811

※印については 国保年金課 収納管理担当・収納推進担当(南館1階) 発券機「え」

TEL:06-6489-6434 FAX:06-6489-4811

・各サービスセンター(土曜日を除く)

期限

・葬祭費の支給申請:葬祭を行った日の翌日から2年以内

・滞納保険料の納付等:速やかに

後期高齢者医療保険に加入している

葬祭費:後期高齢者医療保険加入者(75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で広域連合の障害認定により被保険者であった方)が亡くなられたとき、葬祭を行った方(喪主)に支給されます。

滞納保険料の納付等:後期高齢者医療保険加入者が保険料を滞納したまま亡くなられた場合は、相続人の方に滞納保険料を納付していただく必要があります。

手続・持ち物

●各種証の返還

- 後期高齢者医療資格確認書
- 特定疾病療養受療証(すでにお持ちの方のみ)
- 手続をする方の本人確認書類

手続・持ち物

●後期高齢者医療保険加入者の葬祭費の支給申請

- 喪主が確認できるもの(会葬御礼のハガキ、葬儀の領収書、請求書、施行証明書のいずれか(喪主及び故人のフルネーム、葬儀の日付の記載があり、葬儀日以降に発行されたもの))
- 喪主名義の口座の預金通帳・キャッシュカードなど
- 手続をする方の本人確認書類
- 委任状(喪主名義以外の口座を指定する場合、委任状と喪主の本人確認書類(写し可)が必要)

※後期高齢者医療の委任状は市HPに掲載しています。

●後期高齢者医療関係書類送付先変更申請

- 手続をする方の本人確認書類

●滞納保険料の納付等

- 故人に届いた保険料の納付書、督促状などがある場合は、その納付書など
- 故人との相続関係が分かる書類(戸籍謄本など(同一世帯の場合は不要))

※相続放棄をされる場合は、滞納保険料を納付していただく必要はありませんが、相続放棄受理証明書を提示していただく必要があります。

●後期高齢者医療保険料の還付

対象者には、保険料確定後(約1~2か月後)に還付のお知らせとともに必要な書類をお知らせします。

※各種証の返還、葬祭費申請、送付先変更申請については、郵送での手続が可能です。

受付窓口

・後期高齢者医療制度担当 南館1階⑥
TEL:06-6489-6836 FAX:06-6481-1371

- ・各サービスセンター(土曜日を除く)
- ・南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課
- ・各地区保健・福祉申請受付窓口(中央、小田を除く)

期限

- ・葬祭費の支給申請:葬祭を行った日の翌日から2年以内
- ・滞納保険料の納付等:速やかに

65歳以上または介護認定を受けている(認定申請中含む)

資格喪失の届出と併せて交付済の証等を返還してください。

手続・持ち物

●介護保険被保険者証等の返還及び資格喪失の届出

- 介護保険被保険者証
(認定があり交付されている場合、併せて負担割合証、負担限度額認定証も含む)
- 資格喪失の届出
(用紙は窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。)
- 手続をする方の本人確認書類
- 委任状(配偶者または3親等以内の親族及びその配偶者以外の方が、手続される場合は、委任状が必要です。)

※郵送での手続が可能です。

※兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付を受けている方は、利用証もご返却ください。
ただし、返却受付は介護保険事業担当のみです。(郵送での手続も可能です。)

受付窓口

・介護保険事業担当 北館3階
資格担当(資格喪失届に関すること)
TEL:06-6489-6375 FAX:06-6489-7505
窓口担当(兵庫ゆずりあい駐車場利用証のみ)
TEL:06-6489-6343 FAX:06-6489-7505

- ・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課(資格喪失届に関すること)
- ・各地区保健・福祉申請受付窓口(資格喪失届に関すること)

期限

速やかに

高齢者移送サービスチケットを所持している

高齢者移送サービスチケットを返還してください。

手続・持ち物

- 高齢者移送サービスチケットの返還
- 高齢者移送サービスチケット

受付窓口

- ・介護保険事業担当 窓口担当 北館3階(返還のみ受付可)
TEL:06-6489-6343 FAX:06-6489-7505
- ・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課
- ・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

高齢者バス特別乗車証、障害者等バス特別乗車証を所持している

高齢者バス特別乗車証(乗車払カード)、障害者等バス特別乗車証を返還してください。なお、返還が困難な場合は福祉課へご相談ください。

手続・持ち物

- 高齢者バス特別乗車証の返還等
 - 高齢者バス特別乗車証(乗車払カード)
- 乗車払カードのチャージ残金がある場合、阪神バス営業所で払戻が可能ですので、お問い合わせください。

阪神バス尼崎営業所 TEL:06-6416-1351

- グランドパス(定期券)

定期券の返還に関しては阪神バス営業所へお問い合わせください。

阪神バス尼崎営業所 TEL:06-6416-1351

- 障害者等バス特別乗車証の返還等

- 乗合自動車特別乗車証(ICカード)

・福祉課 中館6階 TEL:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329

・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課、南北地域保健課

・各地区保健・福祉申請受付窓口

受付窓口

期限

速やかに

身体障害者手帳、療育手帳を所持、または特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、自立支援医療(更生医療)を受給している

各種障害者手帳の所持者が亡くなられたときは返還してください。また、各手当の資格喪失の手続を行ってください。

手続・持ち物

- 身体障害者手帳・療育手帳の返還
- 特別障害者手当の資格喪失
- 障害児福祉手当の資格喪失
- 福祉手当の資格喪失
- 自立支援医療(更生医療)の受給者証の返還
- 障害者手帳、自立支援医療受給者証など

※その方によって手続が違いますので、必ずお問い合わせください。

※兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付を受けている方は、利用証もご返却ください。

ただし、各地区保健・福祉申請受付窓口では返却できません。

受付窓口

・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118

・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803

・障害福祉課 南館1階⑦ TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351

・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

福祉タクシーチケット、リフト付自動車派遣登録者証を所持している

福祉タクシーチケット、リフト付自動車派遣登録者証を返還してください。

手続・持ち物

- 福祉タクシーチケット、リフト付自動車派遣登録者証の返還
- 福祉タクシーチケット □リフト付自動車派遣登録者証

受付窓口

- ・障害福祉課 南館1階⑦ TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351
- ・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課
- ・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

障害福祉サービス受給者証を所持している

障害福祉サービス受給者証兼地域生活支援事業受給者証(移動支援・日中一時支援等)を返還してください。

手続・持ち物

- 受給者証の返還 □受給者証

受付窓口

- ・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118
- ・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803
- ・障害福祉課 南館1階⑦
- ・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

特別児童扶養手当、重度心身障害者(児)介護手当を受給している、兵庫県心身障害者扶養共済制度に本人または保護者が加入しているまたは受給している、または補助犬を使用している

各手当の資格喪失の手続等を行ってください。

手続・持ち物

- 特別児童扶養手当の資格喪失 □手当証書など
 - 重度心身障害者(児)介護手当の資格喪失
 - 兵庫県心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給申請・資格喪失
- ※その方によって手続が違いますので、必ずお問い合わせください。
- 補助犬の返還

受付窓口

- ・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118
- ・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803
- ・障害福祉課 南館1階⑦ TEL:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351

期限

速やかに

精神障害者保健福祉手帳を所持、 または自立支援医療(精神通院医療)受給者証を所持している

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)受給者証を返還してください。

手続・持ち物

●精神障害者保健福祉手帳の返還

手帳

●自立支援医療(精神通院医療)受給者証の返還

受給者証

※兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付を受けている方は、利用証もご返却ください。
ただし、各地区保健・福祉申請受付窓口では返却できません。

受付窓口

・疾病対策課 TEL:06-4869-3053 FAX:06-4869-3049

・南北保健福祉センター 南北地域保健課

・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している

特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を返還してください。

手続・持ち物

●特定医療費(指定難病)受給者証の返還

●小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

受給者証

※兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付を受けている方は、利用証もご返却ください。
ただし、各地区保健・福祉申請受付窓口では返却できません。

受付窓口

・疾病対策課 TEL:06-4869-3053 FAX:06-4869-3049

・南北保健福祉センター 南北地域保健課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

自立支援医療(育成医療)受給者証を所持している

自立支援医療(育成医療)受給者証を返還してください。

手続・持ち物

●自立支援医療(育成医療)受給者証の返還 受給者証

受付窓口

・南部保健福祉センター 南部地域保健課 TEL:06-6415-6342 FAX:06-6430-6850

・北部保健福祉センター 北部地域保健課

期限

速やかに

公害医療手帳を所持している

公害医療手帳を返還してください。

手続・持ち物

●公害医療手帳の返還等

公害医療手帳 印鑑 死亡診断書(写)・葬儀領収書(写) 年金振込通知書等

受付窓口

疾病対策課 公害健康補償担当 TEL:06-4869-3019 FAX:06-4869-3068

期限

速やかに

医療費助成を受けている (高齢期移行、乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療)

医療費受給者証を返還してください。

手続・持ち物

●医療費受給者証の返還

医療費受給者証

●償還払いの申請 ※受給者証を提示しなかった方のみ
お問い合わせください。 ※福祉医療課窓口のみ対応可

受付窓口

・福祉医療課 南館1階④ 償還払い申請は福祉医療課のみ
TEL:06-6489-6359 FAX:06-6489-6398

・南北保健福祉センター 南北福祉相談支援課 ・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

医療費助成を受けている(高齢障害者医療、障害者医療)

医療費受給者証を返還してください。

手続・持ち物

●医療費受給者証の返還 医療費受給者証

●償還払いの申請 ※受給者証を提示しなかった方のみ
お問い合わせください。 ※福祉医療課窓口のみ対応可

受付窓口

・福祉医療課 南館1階④ 償還払い申請は福祉医療課のみ
TEL:06-6489-6359 FAX:06-6489-6398

・南北保健福祉センター

南北福祉相談支援課(身体・知的障害者)、南北地域保健課(精神障害者)

・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

肝炎治療受給者証、 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証を所持している

肝炎治療受給者証、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証を返還してください。

手続・持ち物

●肝炎治療受給者証の返還 受給者証

●肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の返還

参加者証

受付窓口

・感染症対策担当 TEL:06-4869-3062 FAX:06-4869-3049

・南北保健福祉センター 南北地域保健課

・各地区保健・福祉申請受付窓口

(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の返還は除く)

期限

速やかに

児童手当を受給している

児童手当受給者が亡くなられたときは、届出してください。

手続・持ち物

- 対象児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)をこれから監護する人の手続
 - 支給対象児童名義の普通預金の通帳またはキャッシュカード(未払金があるとき)
 - これから監護する人の普通預金の通帳またはキャッシュカード

受付窓口

- ・こども福祉課 北館2階 TEL:06-6489-6349 FAX:06-6482-3781
- ・各サービスセンター(土曜日を除く)

期限

児童手当受給者が亡くなった場合、亡くなった日の翌日から15日以内

児童扶養手当の対象となる児童がいる

- ・18歳に達する年度の3月31日まで(障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育する父または母が亡くなられたときは、届出をすると児童扶養手当が給付される場合があります。
- ・児童扶養手当の受給者または支給対象児童が亡くなられたときは、届出してください。

手続・持ち物

- 資格喪失等 ●新規認定請求等
- 担当課までお問い合わせください。

受付窓口

こども福祉課 北館2階 TEL:06-6489-6349 FAX:06-6482-3781

期限

速やかに

幼稚園や保育所等に入所している子どもがいる

幼稚園や保育所等に入所している児童の保護者または世帯員が亡くなられたときは、届出してください。

手続・持ち物

- 支給認定の変更(1号・2号・3号)
 - 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更申請書(兼変更届)
 - その他必要な書類
- 施設等利用給付認定の変更(新1号・新2号・新3号)
 - 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更申請書(兼変更届)
 - その他必要な書類

受付窓口

こども入所支援担当 北館2階 TEL:06-6489-6369 FAX:06-6489-6467

期限

速やかに

障害児の通所受給者証を所持している

障害児の通所受給者証を持っている世帯員が亡くなられたときは、届出してください。

手続・持ち物

●通所受給者証の返還

通所受給者証

受付窓口

- ・北部障害者支援課 TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118
- ・南部障害者支援課 TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803
- ・障害福祉課 南館1階⑦
- ・各地区保健・福祉申請受付窓口

期限

速やかに

生活衛生関係の事業を行っている

次の生活衛生関係事業を営んでいる方が亡くなられた場合は、事業承継、廃業または変更等の手続が必要です。

- ・飲食店営業等(食品衛生法の営業) ・理美容業、クリーニング業
- ・公衆浴場業、興行場業、旅館業 ・浄化槽保守点検業、浄化槽清掃業 等

手続・持ち物

●事業承継、廃業等の届出

営業の種類により、手続方法や提出書類、手続の期限などが異なります。
詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

生活衛生課 TEL:06-4869-3018(飲食店営業関係)、TEL:06-4869-3017(その他)
FAX:06-4869-3049

期限

速やかに

環境法令等に係る施設を設置している

下記の法令等に係る施設を設置されている方が亡くなられた場合は、承継や廃止、氏名変更等の届出が必要です。

大気汚染防止法 / 騒音規制法 / 振動規制法 / 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
水質汚濁防止法(写真の現像やクリーニング業等も対象となる場合があるので、お問い合わせください。)

手続・持ち物

●承継届 ●廃止届 ●氏名変更届

業種や施設の規模によって届出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

受付窓口

環境保全課 TEL:06-6489-6305
FAX:06-6489-6300

期限

事実のあった日から
30日以内

飼い犬の登録者である

犬の飼い主が亡くなられた等で、犬の所有者・所在地が変更になる場合、変更届出書の提出が必要です。

● 登録事項変更届出書の提出

生活衛生課(動物愛護センター) TEL:06-6434-2233 FAX:06-6434-2293

30日以内

道路を占用している

道路占用者の名義変更等をしてください。

● 道路占用者の名義変更・廃止届等

- 現在の許可書(写)
- 道路占用名義・住所変更許可申請書または道路占用廃止届(HP掲載)

道路課 TEL:06-6489-6480 FAX:06-6488-8883

速やかに

水路等を通路橋等で使用している

水路等使用許可申請者の名義変更をしてください。

● 水路等使用許可の相続による各種変更の申請

- 地位承継届(河港課のHPからダウンロードできます) 現在の許可書(写)
- その他届出に必要な書類(詳細は河港課までお問い合わせください。)

河港課 TEL:06-6489-6498 FAX:06-6489-6500

速やかに

農地を所有している

尼崎市内の農地(賃借権を含む)を相続したとき、農業委員会に届出が必要です。

● 農地を相続したときの届出

- 届出書

農業委員会 TEL:06-6489-6792 FAX:06-6489-6790

相続を知った時から10か月以内

委任状

尼崎市長 あて

受任者(頼まれた人) 住 所 _____

氏 名 _____

上記の者に、下記の権限を委任します。

記

(委任内容)

令和 年 月 日

委任者(頼んだ人) 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

以 上

※尼崎市役所における手続において委任状が必要になった場合、この様式をコピーし、
全て委任者(頼んだ人)が自筆で記入した上で、ご使用ください。

(委任内容は、何の手続を委任するのか、具体的にご記入ください。)

※受任者(頼まれた人)は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちください。

戸籍に関する情報について

1 戸籍に関する用語

用語	説明
戸籍、本籍、本籍地	戸籍とは、日本国民が出生してから死亡するまでの身分関係(出生、婚姻、死亡、親族関係など)を登録し、公に証明するための公簿のことです。本籍とは、戸籍がある場所(日本国内の地番がある場所)のことです。本籍地とは、戸籍を管理する市区町村のことです。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。亡くなられても筆頭者はそのまま残ります(変わりません)。
除籍	婚姻、離婚、死亡などの理由で戸籍から除かれることです。全員が除かれた状態の戸籍の証明書を除籍謄本(または抄本)といいます。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製(作り直し)が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と、住所を定めた日を記載したものです。
謄本(全部事項証明書)	記載内容の全てを証明したものです。
抄本(個人または一部事項証明)	記載内容の個人(または一部)を証明したものです。

2 出生から死亡までの戸籍の取得方法

相続などの手続で、相続人となる親族の有無を確認するため、亡くなった方(被相続人)の出生から死亡までの全ての戸籍が必要になることがあります。

亡くなった時点の戸籍だけでは相続人全てを確認できないため、亡くなった時点の戸籍から古い戸籍(生まれた時)へとさかのぼって取得し相続人を確認する必要があります。なお、戸籍に関する証明は本籍地で発行するため、婚姻などで他の市区町村から戸籍が移っている場合、それ以前の戸籍は元の市区町村に請求する必要があります。

3 郵便でのご請求方法

戸籍謄本等は、郵送で請求することも可能です。本籍地の市区町村へそれぞれ申請してください。尼崎市に本籍がある場合は、ホームページでも郵送請求の方法をご案内しています。

4 窓口での広域戸籍のご請求方法

配偶者・直系の方で、マイナンバーカードや免許証等をお持ちの方は他市の戸籍を窓口で申請できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。

5 本籍地がわからない場合

亡くなった方の住民票の除票を「本籍表示あり」で取得し確認します。請求は亡くなった方の住民登録があった市区町村で行ってください。

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記に必要な書類が大量、複雑となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です(令和6年4月1日から3年間の猶予期間があります)。

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

①相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

②相続人全員の住民票の写し

③登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 【手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。】
- ※原則として、委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)を加工して作成